給与費総額から除く「基金の補 Π 償対象外の会計年度任用職員へ の支給額」について/年度途中 から基金の補償対象となった場 合の給与費総額への計上につい 7

令和2年度から会計年度任 用職員制度が導入されてお り、令和2年度確定負担金では、令和2年 度決算における給与の総額を算定の基礎に 用いるため、その対象に会計年度任用職員 のうち、常勤的非常勤職員となる者が含ま れることになります。これまで、管内の各 団体には、『別紙様式第13号 年度確定 負担金報告書』に加えて、給与費内訳書を 作成していただき、併せて決算書又は人件 費明細書を徴して確認をしておりますが、 会計年度任用職員制度導入後は各団体へ別 途作業を依頼する必要があるのかご教示く ださい。

また、常勤的非常勤職員の要件を満たし、 年度途中から基金の補償対象となった職員 について、確定負担金の算定基礎となる給 与費総額には、いつからの給料及び手当を 計上するのでしょうか。

令和2年度に導入された会計年 度任用職員に係る給与費の予算上 の取扱いについては、平成31年3月29日付け総 務省自治行政局公務員部公務員課長他通知「会 計年度任用職員制度の導入等に向けた留意事項 について |で示されており、制度導入後の注意 点については、令和2年1月冬号の災害補償 Q&A II に掲載したところです。

会計年度任用職員制度の導入に伴い、令和2 年度決算から、フルタイムの会計年度任用職員 の給料と手当、パートタイムの会計年度任用職 員の期末手当が、常勤職員と同じ区分に計上さ れることとなるため、令和3年度に行う令和2 年度確定負担金の報告については、令和元年度 までの報告とは異なり、決算書上の「2節給 料」、「3節 職員手当等」から、常勤的非常勤職 員に該当しない会計年度任用職員の給料等を除 算する必要が生じます。

各支部におかれましては、確定負担金報告書 の給与の総額を確認するため、各団体から決算 書等と併せて給与費内訳書を作成していただ き、金額の確認をされておられるかと思います。 確定負担金の精算作業の際、これまでは、非常 勤職員の給料等について、基金の補償対象とな る「常勤的非常勤職員」の分を、決算書の数字に 「加算」していたところ、令和2年度分からは、 決算書に計上された会計年度任用職員の給料等

決算書

「2節 給料」 「3節 職員手当等」

常勤的非常勤職員の 要件を満たしていない フルタイム 会計年度任用職員

> 「給料」 「手当」

パートタイム 会計年度任用職員

「期末手当」

から基金の補償対象とならない職員の分を「除 算」することになります。除算する必要がある 金額を把握する資料として、例えば、別紙のよ うな『職種区分別の対象外職員一覧表』を給与費 内訳書の参考資料として各団体に作成していた だき、確認作業をしていただくことも考えられ ます。

また、年度途中から基金の補償対象となった 場合の給与費総額への計上についてですが、常 勤的非常勤職員は、その要件に該当するに至っ た日以後、地方公務員災害補償法が適用されま す。このため、基金の補償の対象となってから の給料及び手当が確定負担金の算定基礎とな り、その職員の月割り額を計上することとなり ます。対象となった年度の支給額全てが該当し たり、日割り計算するわけではありませんので ご注意ください。

※参考

- ・令和元年12月20日付け基金企画課事務連絡
- ·平成17年2月号月刊災害補償Q&A 「 I 常勤的非常勤職員になりうる日につ いて」

(経理課係長 市川志帆)

 $Q \otimes A$

(例)

別紙

職種区分別 対象外職員一覧表

給与の総額から除く「基金の補償対象外の会計年度任用職員への支給額」について

◆◆職員

※職種区分ごとに作成

【常勤的非常勤職員の要件を満たしていないフルタイム会計年度任用職員】

所属	氏名	給料	職員手当等	備考
□□□課	00 00	×××××円	××××円	
■■■課	•• ••	×××××円	××××円	
合計		(ア) 円	(イ) 円	

【パートタイム会計年度任用職員】

所属	氏名	期末手当	備考
□□□課	$\triangle \triangle \triangle \triangle$	××××円	
合計		(ウ) 円	

$(\mathcal{F}) + (\mathcal{I}) + (\mathcal{P})$ 円

上記の金額は、常勤的非常勤職員に該当しない会計年度任用職員への支給額であり、 決算書の「2節 給料」、「3節 職員手当等」から除く必要があるため、 負担金の算定基礎となる給与の総額からこの合計額を控除しております。

- ※1 必要に応じ、採用時期等、常勤的非常勤職員の要件に該当しない ことを確認する欄を追加しても良いと思います。
- ※2 なお、団体により、会計年度任用職員の給料等の決算書への計上 方法が、総務省通知(平成31年3月21日付け公務員課長他通知) と異なる場合は、基金に報告する給与費に過不足がないように、 適宜、確認してください。